

岩手県告示第 300 号の 2

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、次の指定医療機関が指定を辞退した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定医療機関の名称	所在地
及川皮膚科クリニック	大船渡市猪川町字中井沢 10 番地 10
さかもと整形外科	盛岡市天神町 11 番 3 号
及川内科胃腸科クリニック	一関市字鳴神 74 番地
あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号
中里クリニック	一関市石畑 6 番 29 号
千厩ひかりクリニック	一関市千厩町千厩字石堂 13 番地 12
やまぶき薬局	一関市山目字前田 42 番地 8
釜石市民病院	釜石市只越町三丁目 9 番 13 号